定　　款

第1章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、粧美堂株式会社と称し、英文では、SHOBIDO Corporation と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記商品の製造、卸売、輸出入、販売ならびに、それに附帯する知的財産権の販売
   (1) 化粧品、石鹸、化粧用具、美容器具、健康器具
   (2) 衣料用繊維製品、服装飾品、衣料用小間物、寝具類
   (3) 装身具、はき物、雨具類、かばん・袋物類
   (4) 文房具、玩具、娯楽用品、スポーツ用具
   (5) 菓子、パン、加工食料品
   (6) 日用雑貨、生活雑貨
   (7) 書籍、雑誌、新聞
   (8) レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク
   (9) 医薬部外品、医療用具、福祉用具・介護用品
   (10) 時計、眼鏡、照明器具
2. 通信販売業
3. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
4. 飲食店および駐車場の経営
5. 不動産の賃貸ならびに管理
6. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、４，８６４万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 8 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第 9 条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

（招集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（招集権者および議長）
第 14 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役および取締役会

（員数）
第 18 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法）
第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
４．監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）
第 20 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役）
第 21 条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。） の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長）
第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）
第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第 24 条　当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２．前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
（取締役会決議の省略）
第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役への重要な業務執行の決定の委任）
第 26 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録）
第 27 条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

（取締役会規程）
第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬等）
第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除）
第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第 31 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査等委員会の招集通知）
第 32 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査等委員会の決議方法）
第 33 条　当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。
２．前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
（監査等委員会の議事録）
第 34 条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
（監査等委員会規程）
第 35 条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任の方法）
第 36 条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
（会計監査人の任期）
第 37 条　当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（会計監査人の報酬等）
第 38 条　当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章　計　算

（事業年度）
第 39 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。
（剰余金の配当等の決定機関）
第 40 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
（剰余金の配当の基準日）
第 41 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
２．当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
３．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（配当金の除斥期間）
第 42 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則
第 1 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 67 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害

賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第67期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3条　第1条（商号）の変更は、2020年1月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。